

これから住宅の新築や増築を考えている皆さんへ 2025(令和7)年4月から 省エネ基準適合が義務化されます

～断熱性能の高い家にしませんか?～

「建築物省エネ法」が改正され、2025(令和7)年4月から、住宅を新築や増築する際には、省エネ基準への適合が義務付けられるようになります。住まいの快適さや光熱費などにも関わるこの制度について理解を深め、理想の家づくりを目指しましょう。



★省エネ基準とは?

建物の外皮(壁、屋根、窓など)の断熱性能などが、一定の省エネルギー性能を満たすように定められた基準のことを「省エネ基準」といいます。

今回の法改正で、下の表の断熱等級4(省エネ基準)以上を満たすことが、これから家を建てる際には必須となります。断熱等級が高い(数字が大きい)ほど熱の出入りがしにくいため、省エネで、光熱費の削減が期待できます。

◎断熱等性能等級(国の基準)

等級	断熱等級による変化(静岡県の場合)	
	冬期間の室内温度環境 (最低体感温度)	省エネルギー性能 (暖房の省エネ効果)
等級7	室温が おおむね 15℃以上	等級4(省エネ基準の家)に比べて 70% 削減
等級6	室温が おおむね 13℃以上	等級4(省エネ基準の家)に比べて 50% 削減
等級5	室温が おおむね 10℃以上 2030年以降の最低基準	等級4(省エネ基準の家)に比べて 30% 削減
等級4	室温が おおむね 8℃以上 2025年以降の最低基準	省エネ基準 (今回、義務化される基準)

(参考:HEAT20 住宅シナリオ)

●原則全ての新築住宅に省エネ基準適合(等級4以上)が義務付けられます

今までの家は
建てられなくなるの?



等級3以下の場合や、適合性審査に必要な手続きを怠った場合は、建てられなくなったり、着工が遅れたりします。

●2030(令和12)年には等級5以上の義務化が予定されています。これから建てるなら、より断熱性能の高い家を検討しませんか

省エネ住宅でかなう
健康で快適な生活



- ・光熱費の低減
- ・夏は涼しく冬は暖かい
- ・ヒートショックなどのリスク低減
- ・結露しにくく掃除が楽

家づくりを検討している人は、断熱性能について、建築設計事務所や工務店、住宅メーカーに相談してみましょう!

◎本制度の詳細は、国土交通省ホームページ内「建築物省エネ法のページ」でも確認できます



HP▶ 建築物 省エネ 検索